

協同農業普及事業の実施に関する方針

宮 城 県

令和3年3月
(令和4年10月 一部改正)

目 次

まえがき	1
第1 普及指導活動の課題と取組	2
1 みやぎの農業を担う次代の人材育成と革新技術の活用等による生産基盤の強	
（1）先進的経営体や地域の核となる経営体の育成及び経営の安定化・高度化支援	
（2）新たな担い手の確保・育成と多様な人材の活躍支援	
（3）先端技術等の推進・普及による農業経営の効率化・省力化支援	
（4）園芸産出額の増大に向けた園芸産地の育成・強化支援	
（5）収益性の高い水田農業・畜産経営の展開支援	
2 時代のニーズに対応した農畜産物の安定供給	
（1）みやぎの食と農への理解促進と安全・安心な農畜産物生産の取組支援	
（2）多様化する需要の変化に対応した生産・販路拡大への取組支援	
3 多彩な「なりわい」の創出や多様な人材・機関との連携による持続可能な農業・農村の構築	
（1）地域資源や地域の特色を活かした営農・所得確保等に向けた取組支援	
（2）関係機関等との連携強化と合意形成推進による地域農業の維持・発展支援	
（3）環境に配慮した持続可能な農業生産の取組支援	
（4）大規模自然災害等からの復旧・復興に向けた支援	
第2 普及指導員の配置に関する事項	6
1 普及事業実施機関の設置	6
（1）農業改良普及センターの設置	
（2）農業革新支援センターの設置	
2 普及指導員の配置に関する考え方	
（1）普及センターへの配置	
（2）本庁への配置	
3 普及指導手当	
4 農業者研修教育施設の設置	
（1）農業大学校の設置	
（2）農業大学校への配置	

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項・・・・・・・・・・ 7

1 計画的な人材育成

2 普及指導員の研修強化

- (1) 研修体系
- (2) 研修計画
- (3) 研修の方法

第4 普及指導活動の方法に関する事項・・・・・・・・・・ 7

1 農業者支援の充実・強化に向けた普及指導員の活動方法

- (1) 普及センターに配置する普及指導員の活動方法
- (2) 農業革新支援専門員の活動方法

2 関係機関等との連携

- (1) 民間等との役割分担と連携
- (2) 先進的な農業者との協働
- (3) 試験研究機関、農業者研修教育施設及び行政機関等との連携
- (4) 普及指導協力委員の活用

3 普及活動の効率的な運営

- (1) 普及指導計画の作成による計画的な普及指導活動
- (2) 普及指導対象の重点化
- (3) 普及指導課題の重点化
- (4) 普及指導活動でのICT等の活用
- (5) 内部評価の実施
- (6) 外部評価の実施

4 調査研究活動・研究会の充実強化

第5 農業研修教育の充実強化に関する事項・・・・・・・・・・ 10

1 就農支援の取組の推進等

2 農業大学校における教育

3 学校教育との連携と農業体験学習等への取組

4 社会人等への研修機会の提供

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項・・・・・・・・ 11

1 地域の課題解決に向けた各種行政施策への対応

- (1) 行政施策の推進
- (2) 行政施策の普及指導計画への位置付け

2 農業改良普及推進協議会の設置

まえがき

宮城県の協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、「農業改良助長法」（昭和23年法律165号。以下「助長法」という。）に基づき、国との協同事業として、常に現場で農業者に接し、農業者の生産技術や経営等の改善、人づくり、組織づくり、地域づくり等を市町村、農業団体等とともに支援してきた。

しかし、農業・農村を取り巻く情勢は、農業者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加、農村における集落機能の低下、野生鳥獣被害の深刻化、消費人口の減少や食生活の変化に伴う米消費の低下など、厳しい状況が続いている。また、気候変動に伴う自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大、更にはロシアによるウクライナ侵攻等世界情勢の変化に起因する燃油・肥料・飼料等生産資材価格の高騰、世界の食料需給のリスクの顕在化等新たな脅威により農業生産や経営への影響が顕著になってきている。

一方、ロボットやAI・IoTといった先端技術の活用によるアグリテック等の技術革新の進展や農業におけるデジタルトランスフォーメーション*の推進が求められてきている。

このような中、国では令和4年6月に農政改革のグランドデザインとなる「農林水産業・地域の活力創造プラン」を食料安全保障の確立やみどりの食料システム戦略の中間目標等を追加して改訂した。さらに、新たな「食料・農業・農村基本計画」では、「消費者や実需者のニーズに即した施策の推進」、「農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開」、「スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーション*の推進」、「農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進」など、8つの項目を基本的な視点として施策の推進に当たることとしている。

本県において令和4年度は、東日本大震災から11年が経過し、新たな県政運営の指針である「新・みやぎの将来ビジョン」の2年目となる。また、新たに策定した「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」（令和3年度～令和12年度）において、「共創力強化 ～多様な人材が豊かな未来をつくる みやぎの食と農～」をキャッチフレーズとし、農業者だけではなく、食と農に関わる全ての人材が結び付き活躍することにより、豊かなみやぎの食と農の未来を共に創っていくことを「食と農の将来像」としている。この実現に向けて、「みやぎの農業を支える多様な人材の確保・育成」をはじめ「先進技術等を活用した農業生産の効率化と高度化」、「先進的大規模拠点を中心とした園芸産地の確立」、「環境と調和した持続可能な農業・農村づくり」などの取組を展開することとしている。

このような農業情勢と宮城県農業の状況を踏まえ、生産現場の最前線で活動する「普及指導員」の役割は非常に大きく、農業者及び地域の関係機関等との連携を強化し、普及活動の一層の推進を図る必要がある。

現在の「協同農業普及事業の実施に関する方針」は、助長法により国が定めた「協同農業普及事業の運営に関する指針」（令和2年8月制定 以下「指針」）を基本として本県の普及事業の推進方向を定めたものであるが、令和4年6月に協同農業普及事業の実施についての考え方（以下「ガイドライン」）が一部改正されたことから、その内容や、現在の状況も踏まえて改正を行うものである。

※デジタルトランスフォーメーション：デジタル技術を駆使して、経営や事業のあり方、生活や働き方を変革すること。

- | |
|-------------------------|
| 第1 普及指導活動の課題と取組 |
| 第2 普及指導員の配置に関する事項 |
| 第3 普及指導員の資質の向上に関する事項 |
| 第4 普及指導活動の方法に関する事項 |
| 第5 農業研修教育の充実強化に関する事項 |
| 第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項 |

第1 普及指導活動の課題と取組

本県の普及事業は「第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画」に掲げる「農業を若者があこがれる魅力ある産業に！」の実現に向けて、「先進的農業に取り組む経営体の支援」及び「地域農業の振興に向けた総合的な支援」を柱として展開してきた。その結果、新たな担い手の増加や施設園芸においては、ICT等を活用した先進的施設園芸の取組が増加したほか、農地整備や農地中間管理事業等を活用した農地集積により大規模な土地利用型農業法人が設立されるなど、農業構造の変化に寄与してきた。

こうした中、令和3年度から取り組んでいる「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」では、「豊かな食」、「儲ける農業」、「活力ある農村」の実現に向けて、各種施策を展開することとしており、普及事業においても、国の指針やガイドライン等も踏まえながら、基本計画の実現に向けて取り組む必要がある。

このため、以下に掲げる「みやぎの農業を担う次代の人材育成と革新技术の活用等による生産基盤の強化」、「時代のニーズに対応した農畜産物の安定供給」、「多彩な「なりわい」の創出や多様な人材・機関との連携による持続可能な農業・農村の構築」を柱とし、普及事業を展開する。

1 みやぎの農業を担う次代の人材育成と革新技术の活用等による生産基盤の強化

農業に携わる意欲ある多様な人材の確保・育成とアグリテック*の推進・普及による収益性の高い農業経営の展開、高度な環境制御技術を導入した先進的施設園芸や大規模露地園芸による農畜産物の生産拡大等を推進する。

※アグリテック：農業にスマート農業技術を含むICT（情報通信技術）等の先進技術を導入することで省力・軽労化を図るなどの課題を解決すること。

（1）先進的経営体や地域の核となる経営体の育成及び経営の安定化・高度化支援

みやぎの農業を牽引する先進的経営体や地域の核となる経営体の育成、認定農業者の経営改善目標の達成等に向けて、以下の取組を行う。

- ① アグリビジネス経営体の育成に向けて、食品関連企業との連携、販路の開拓、経営規模の拡大や経営の多角化等、新たな経営展開の取組を支援
- ② 人・農地プランで位置づけられた中心経営体への農地集積・集約化、地域の核となる担い手組織の育成及び集落営農組織の法人化など、市町村等関係機関と連携して支援
- ③ 認定農業者の確保・育成に向けて、経営の改善・発展に取り組む農業者の経営改善計画作成及び目標達成に向けた取組を支援
- ④ 意欲ある農業者の経営の効率化や安定化、高度化等のため、宮城県農業経営・就農支援センター等の支援機関と連携し、法人化や経営分析、販売戦略、労務管理等の経営改善に向けた取組を支援
- ⑤ 農業法人等における農業経営の円滑な継承を支援

（2）新たな担い手の確保・育成と多様な人材の活躍支援

農業の持続的な発展に向けて、新規就農者、新規参入者等新たな担い手の確保・育成と、地域農業を支える多様な人材の活躍に向けて以下の取組を行う。

- ① 認定新規就農者、就農希望者、新規参入者の確保・育成及び定着のための研修機会の提供等の支援
- ② 農業経営に意欲的な女性農業者が能力を発揮できる環境の整備やネットワークの強化、多様な人材が働きやすい体制づくり等、経営規模の大小にかかわらず地域農業を支える意欲ある農業者の取組を支援
- ③ 家族経営の安定や女性が主体的に取り組む農業経営の促進に向けて、営農方針、役割分担、報酬、休日等を取り決める家族経営協定の締結を支援
- ④ 農業士や農業者研修教育施設、試験研究機関との連携により、基本的な技術の習得に加えて先進的な農業技術に対応できる知識や技術の習得を支援
- ⑤ 経営管理指導等による地域農業を牽引するリーダーとなる人材の育成・支援
- ⑥ 多様な働き手の確保に向けて、雇用就農希望者と農業法人等のマッチングや農福連携の取組を支援
- ⑦ 関係機関と連携した企業等の農業参入や参入企業の生産技術の定着等を支援

(3) 先端技術等の推進・普及による農業経営の効率化・省力化支援

先端技術やデータを活用したアグリテック等の新たな技術体系の確立と普及により、効率化や省力化による生産性の高い農業経営の実践を促進するため、以下の取組を行う。

- ① ICT等を活用した高度な環境制御技術の導入による生産性の高い施設園芸の確立を支援
- ② 土地利用型農業の効率化・高度化に向けたアグリテックの導入や効果的な活用、技術の定着を支援
- ③ 搾乳ロボットなどICT等を用いた飼養管理の最適化等、効率的な畜産経営を支援
- ④ ICT等を活用する農業者や研究機関等との情報共有等、最新技術の情報収集と活用に向けたネットワーク活動の取組を支援
- ⑤ ドローン等の先端技術を活用した次世代型農業支援サービスの活用促進による省力化や経営改善に向けた支援
- ⑥ 農業者等の有する知的財産の保全や活用を支援

(4) 園芸産出額の増大に向けた園芸産地の育成・強化支援

園芸産出額の増大を図るため、全国トップレベルの園芸産地と先進的園芸経営体の育成、収益性の高い大規模露地園芸の振興等に向けて、以下の取組を行う。

- ① 高度な環境制御技術等の先進技術を導入した施設園芸における収量・品質の向上を支援
- ② 大区画ほ場を活用した加工・業務用野菜などの露地園芸に取り組む経営体の栽培技術定着と効率的な作業体系確立に向けた取組を支援
- ③ 園芸サプライチェーン構築による安定供給体制の強化と地域の特色を生かした園芸品目の需要に応じた生産拡大を支援
- ④ 野菜指定産地等既存の園芸産地の維持・拡充による安定供給体制の強化を支援
- ⑤ 多様なニーズに対応した伝統野菜や地域の特産野菜、花き、果樹等、特色ある園芸品目の生産拡大を支援

(5) 収益性の高い水田農業・畜産経営の展開支援

水田フル活用による収益性の高い水田農業の展開や、畜産経営の規模拡大等による収益力の強化を図るため、以下の取組を行う。

- ① ほ場整備事業と連動した高収益作物の導入促進と生産体制の構築支援
- ② 水田フル活用に向けた省力・低コスト技術の導入・定着を支援
- ③ 米の需給動向や実需者と結びついた米づくりの拡大に向けて、省力化技術の普及による生産コストの削減、作期分散、多収性品種に対応した栽培技術の確立等を支援
- ④ 実需者が求める大豆・麦類の品種作付や、収量・品質の向上、省力化技術の導入による生産コストの削減を支援
- ⑤ 畜産経営の規模拡大と収益力の強化、自給飼料生産基盤の有効活用を図るため、牧草、飼料用稲等で多収性が見込める奨励品種の普及拡大を支援

2 時代のニーズに対応した農畜産物の安定供給

安全で安心できる「豊かな食」を安定的に供給し続けるため、県産農畜産物の安全性の確保と安定供給に向けたリスク管理の取組、食と農に関する県民の理解促進、食材の利用拡大に向けた取組を支援する。

(1) みやぎの食と農への理解促進と安全・安心な農畜産物生産の取組支援

食と農に関する農業者と消費者の相互理解の促進や、安全・安心な農畜産物の生産に向けて、以下の取組を行う。

- ① 消費者と農業者の交流等を通じた食と農に関する相互理解の推進や地産地消など、地域食材を活用した取組を支援
- ② 国際水準の農業生産工程管理（GAP）やトレーサビリティを導入する農業者の取組を支援
- ③ 農薬登録情報等の迅速で正確な提供による農薬等の適正使用の推進
- ④ 農畜産物等における放射性物質のモニタリングと情報提供

(2) 多様化する需要の変化に対応した生産・販路拡大への取組支援

多様化する需要の変化に対応した農産物の生産や加工、食のバリューチェーン*の構築等に向けて、以下の取組を行う。

- ① 食の外部化・簡便化に対応した、実需者が求める農畜産物の拡大に向けた技術指導及び産地形成を支援
- ② 質の高い農畜産物を求める実需者に対応できる農業者の育成を支援
- ③ 安定供給に向けた地域間連携や一次加工業者、飲食店など実需者とのコーディネート等、食のバリューチェーンの構築に向けた取組を支援

※食のバリューチェーン：規模の大小にかかわらず、農産物生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を高めながらつなぐ食を基軸とした付加価値の連鎖のこと。

3 多彩な「なりわい」の創出や多様な人材・機関との連携による持続可能な農業・農村の構築

地域資源を活かした「なりわい」の創出による雇用機会の拡大や所得の確保、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた取組の推進、集落ぐるみでの野生鳥獣被害対策支援、環境負荷低減に資する生産体系の構築支援など、農業・農村の維持発展に向けた取組を支援する。

(1) 地域資源や地域の特色を活かした営農・所得確保等に向けた取組支援

地域資源等を活用した地域活性化や所得確保に向けて、地域の状況を踏まえながら、以下の取組を行う。

- ① 農畜産物等の地域資源を活用した商品・サービスの開発による雇用の創出と所得確保を支援
- ② 地域資源の掘り起こしや、地域の特色を活かした新たな特産品づくり等を支援
- ③ 食品加工業や飲食店、ワイナリー等の民間との連携による地域活性化に向けた取組を支援
- ④ 多様な地域資源を活用した農業体験や農泊などによる都市と農村の交流活動の促進と、農業・農村の魅力の発信を支援

(2) 関係機関等との連携強化と合意形成推進による地域農業の維持・発展支援

地域の多様な関係機関等と連携し、地域農業の構造改革や農業・農村の多面的機能の維持・発揮、野生鳥獣による農作物等の被害防止に向けて、以下の取組を行う。

- ① 地域住民が主体となった課題解決への持続的な取組に向け、地域が目指すべき農地利用の姿等を位置づけた人・農地プランの策定等、地域農業の構造改革を進めるため、関係機関と連携し、集落内の合意形成の取組を支援
- ② 地域の共同活動によって支えられている農業・農村の多面的機能の維持・発揮の取組を支援
- ③ 地域ぐるみで行う野生鳥獣被害防止対策やICTを活用した捕獲技術等効率的な取組を支援
- ④ 遊休農地（耕作放棄地）の有効利用に向けた支援

(3) 環境に配慮した持続可能な農業生産の取組支援

環境に配慮した持続可能な農業生産や気象変動に対応した農産物の安定生産に向けて、「みどりの食料システム戦略」等を踏まえ、以下の取組を行う。

- ① 近年の異常気象や地球温暖化に対応するための品種・品目転換を含めた生産安定技術の導入、適切な病虫害防除体系の確立など、新たな営農システムの構築支援
- ② 総合的病虫害・雑草管理（IPM）技術等、環境に配慮した栽培管理体系の導入と定着支援
- ③ 家畜排せつ物等の農業副産物を適切に堆肥化し土づくりに活かす耕畜連携農業の導入と定着支援
- ④ 「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」等に取り組む農業者への技術支援
- ⑤ 生物多様性の保全や有機農業に取り組む農業者への技術支援

(4) 大規模自然災害等からの復旧・復興に向けた支援

東日本大震災からの復興や近年発生が多くなっている大規模自然災害等からの復旧・復興、農業分野における新たな感染症対策への対応に向けて、以下の取組を行う。

- ① 復旧農地における農作物の安定生産に向けた支援
- ② 自然災害等のリスクに備えるため、異常気象にも対応した品種や栽培技術の導入、農業用ハウスの保守管理の徹底、農業収入保険等の加入促進、農業版BCP（事業継続計画）の普及など、災害に備えた取組と、早期営農再開に向けた支援
- ③ 新型コロナウイルス感染症等新たな脅威に対応できる農業経営の継続に向けた支援
- ④ 新型コロナウイルス感染症に対応した「新たな生活様式」を踏まえた生産・販売方式への転換に向けた支援

第2 普及指導員の配置に関する事項

1 普及事業実施機関の設置

(1) 農業改良普及センターの設置

宮城県は、農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導、関連する情報の提供、その他の活動を行うため、助長法第12条第1項に規定する普及指導センターとして農業改良普及センター（以下「普及センター」という）を宮城県行政組織規則に基づき設置する。

(2) 農業革新支援センターの設置

農業革新支援センターは別に要領を定めこれを設置する。

2 普及指導員の配置に関する考え方

(1) 普及センターへの配置

地域に適した先進的な技術の導入、地域農業の重点的な課題解決に必要な能力を持った普及指導員の確保・配置に努め、農業者、市町村、農業団体等との信頼関係を維持し、地域に密着した継続的な普及指導活動が展開できるよう配慮する。また、普及指導員の任用資格を有する者の養成及び確保については、普及指導員等の監督の下での現地活動や集合研修等で活動手法・知識の習得を支援する。

(2) 本庁への配置

普及センターの運営管理等を支援する普及指導員を本庁に配置する。あわせて、普及指導員の資質向上や普及指導活動の支援及び重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導、普及組織と試験研究機関、教育機関及び行政（国・他の都道府県）との連携の企画調整・推進、研究開発への参画や政策課題への対応、普及指導員の専門分野毎における普及指導活動の総括・指導、先進的な農業者とのパートナーシップ構築等を担う農業革新支援専門員の業務を行う普及指導員（以下「農業革新支援専門員」という）を本庁に配置する。

なお、必要に応じて、試験研究機関や普及センター等、本庁以外の職員のうち、高度な専門性を有する者を一部の専門項目の農業革新支援専門員として指名し、これを補完する。

3 普及指導手当

普及指導手当制度については、普及指導員の職務の特殊性や自己研鑽の必要性等を考慮し、また、意欲のある優秀な人材の確保・育成を図る観点から、その適正な運用に努める。

4 農業者研修教育施設の設置

(1) 農業大学校の設置

優れた農業の担い手となる人材の養成及び農業者の研修を行うため、助長法第7条第1項第5号に規定する農業者研修教育施設として、農業大学校条例に基づき設置する。

(2) 農業大学校への配置

次代の宮城県の農業を担う青年農業者の育成と農業者の経営発展段階に応じた研修教育を行う農業大学校の教育担当者は、就農を希望する者に対する指導力を有し、かつ、農業・農村の実情及び農業者の実態を熟知した指導者であることが必要であることから、普及指導員資格を有する

職員の適切な配置に努める。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 計画的な人材育成

農業分野における技術革新や農業者の高度かつ多様なニーズに対応するため、普及指導員には栽培・飼養管理及び農業経営の分析等に関する技術水準の向上及び農業者に対する実践的な指導能力、農業現場における課題解決能力等の強化・高度化が必要である。

このため、普及指導員の資質を継続的に向上させ、長期的な視点から普及事業に必要な人材の確保と適切な配置を進めるために、以下の項目についてまとめた「人材育成計画」を作成する。

- (1) 策定の趣旨
- (2) 人材育成についての基本的な考え方
- (3) 目指すべき姿
- (4) 備えるべき資質
- (5) 人材育成に向けた取組方向
- (6) 人材育成の推進体制

2 普及指導員の研修強化

(1) 研修体系

普及指導員の各能力の確立期（①実践指導力確立期 ②専門指導力強化期 ③総合指導力強化期 ④企画・運営能力強化期）において、国主催研修や県の研修を効率的に組合せて体系的な研修を実施する。

(2) 研修計画

人材育成計画及びそれに基づく年度毎の研修実施計画を作成し、普及課題や普及指導員の研修ニーズ等を踏まえて研修を計画的に実施する。

(3) 研修の方法

目的及び対象者等に応じて集合研修のほか、OJT、国主催研修等への派遣研修等を実施する。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

1 農業者支援の充実・強化に向けた普及指導員の活動方法

(1) 普及センターに配置する普及指導員の活動方法

① 普及指導計画に基づく組織活動

普及センターに配置された普及指導員は、普及指導計画に基づき、担い手等に対し高度・先進的な技術の指導を行う。また、関係機関等との連携の下、地域の農業経営・技術の課題解決に向けた支援を行うとともに、課題解決に当たっては、組織的に普及指導活動を行う。

② 地域や課題に応じた活動体制及び活動手法の選択

本県の普及指導活動体制は、管轄区域全体を対象に専門担当を置く専門分担方式を基本とし、あわせて管轄区域内の特定の地域を活動範囲とする地域担当普及指導員を配置する。活動に当たっては、高度かつ実践的な技術及び科学的知識に加え、地域農業の実態に関する幅

広い知見や農業の現場における課題解決能力を駆使した活動を展開する。

地域担当普及指導員は、関係機関等との連携の下に地域農業構造の改善や担い手の確保・育成、農村地域の活性化、農村生活環境の改善等、地域農業の総合的な課題解決に向けた体系的な支援活動を行う。

（２）農業革新支援専門員の活動方法

① 普及指導活動に関する総合的な企画・調整

農業革新支援専門員は、普及指導員全体の普及指導活動等を把握し、技術・経営・生活・地域の改善等の総合的視点から課題解決が図られるよう支援する。特に、普及指導員が行う普及指導活動や調査研究を効果的、効率的に実施するため、総合的な企画調整及び資質向上のための相互研さんや情報の収集・分析・蓄積・提供を行う。

② 国・都道府県との連携

農業革新支援専門員は、国が開催するネットワーク会議等に参加し、情報の収集と意見・情報交換等を行い、普及指導活動に反映させる。

③ 重点プロジェクト

農業革新支援専門員は、普及センターの管轄区域を越えた広域的な課題について、公的機関が担うべき分野を整理し、普及センター等と連携した活動計画を作成する。

2 関係機関等との連携

（１）民間等との役割分担と連携

農業者等の経営体支援に当たっては、①普及指導員が行うこと、②民間等（（公社）みやぎ農業振興公社、（公財）みやぎ産業振興機構等の支援機関、企業、農業協同組合等の農業者団体、先進的な農業者等）と連携して行うこと、③民間等に委ねることを整理し、公的機関が担うべき分野の取組を強化する。

農業者等の経営体や地域の課題解決に向けては、民間等との情報交換の場を設け、普及組織が持っている生育情報や栽培管理情報、行政情報、生産物（産地）情報等、対外的に提供可能な情報を幅広く提供するものとする。

また、農業者の普及活動に対するニーズを取り込むためにも、農業者同士さらには民間企業（流通業、小売業、食品加工業等）とのネットワーク形成も含めた連携を図り、効果的な普及活動を展開する。

（２）先進的な農業者との協働

先進的な農業者や地域リーダーとの意見・情報交換を密に図り、新規就農者の育成や先進的な技術の普及、試験研究機関等が開発した革新的な技術の実証を通じた地域モデルの育成等を行う。

（３）試験研究機関、農業者研修教育施設及び行政機関等との連携

農業革新支援専門員は、普及指導員と試験研究機関及び農業者研修教育施設並びに行政機関等との連携活動を支援する。

普及指導員は、国や県が行う研究開発に参画し、現場ニーズや課題等を踏まえて課題設定や研究方法等に情報・意見を提供する。

行政施策の活用と円滑な推進を図るため、行政機関等との十分な連携を図り、現地活動を行うとともに、現地活動等で把握した地域農業の動向、農業者のニーズ、課題等について本庁段階に

おける行政施策等へ提言する。

また、農業者研修教育施設や高等学校と連携し、その学生や研修生と農村青少年クラブ等の交流を行う場を設け就農誘導を図る。

(4) 普及指導協力委員の活用

農業経営の高度化に伴って要請が高まっている財務、税務、労務、知的財産権等の民間専門家が存在する分野や、アグリビジネス等の振興の上で必要な農商工連携や加工、流通、販売等の専門的技術については、「普及指導協力委員」制度等により、民間専門家等を積極的に活用する。

3 普及活動の効率的な運営

(1) 普及指導計画の作成による計画的な普及指導活動

普及センターは、おおむね5か年の普及指導活動を体系的かつ継続的に行うための指針として「地域普及指導基本方針」を、さらに毎年度の計画として「普及指導年度計画」を作成し、これらに基づき、計画的で効果的な普及指導活動を実施する。

なお、普及指導計画の作成に当たっては、次に掲げる普及指導対象及び普及指導課題の重点化に留意する。

(2) 普及指導対象の重点化

経営改善に意欲的な農業者等の経営体（認定農業者、青年農業者を含む）、新規就農者、新規参入者、経営参画に意欲的な女性農業者や集落営農組織をはじめとする地域農業の担い手を普及指導活動における支援対象として位置付け、積極的に育成・支援する。

なお、対象の選定に当たっては、市町村や農業協同組合・地域担い手協議会等関係機関と十分な調整を行うこととする。

(3) 普及指導課題の重点化

普及指導課題については、中期的視野を持ちつつ、普及指導員が行うものと民間等に任せるものとを俯瞰し、第1の規定による普及指導活動の課題を基本に、国内外の情勢も視野に入れながら地域に密着した総合的な普及指導活動を効果的に展開するため、プロジェクト課題として重点化し、年度ごとに設定する。

なお、普及指導課題の設定方法等については、別途「普及指導計画策定要領」を定める。

(4) 普及指導活動でのICT等の活用

個人情報を除き普及指導活動上の情報や基礎資料、指導資料等をデータベース化し、情報の共有化を図り、普及指導活動の円滑な実施に役立てる。また、活動記録等についてもデータベース化し、普及指導活動を効率的に進める。

農業者等へは、インターネット等情報メディアを活用し、より効率的で即時的な情報提供を行う。

新型コロナウイルス感染症対策等により、従来の普及活動の展開が難しい状況も想定されることも踏まえ、ICT等を活用した新たな普及活動について、活用方法の先行事例等を参考に積極的に取り組みを進める。

(5) 内部評価の実施

普及指導員の普及活動を計画的かつ効率的、効果的に実施するため「プロジェクト課題内部評価要領」を定め、普及指導計画で設定した活動指標及び成果指標に対する活動成果の検証・評価を行う。

また、普及主務課及び普及センターは、県行政課題の着実な推進、職場間・職場内の目標の共有化と連携強化により組織一体となって取り組み、普及事業の評価を一層充実させる。

(6) 外部評価の実施

先進的な農業者、若手・女性農業者、市町村、農業関係団体、生活者、学識経験者、マスコミ・民間企業等の代表者を構成員として、本庁段階では「普及活動検討委員会」、普及センター段階では「普及活動検討会」を設置し、主として普及指導活動の課題設定、普及指導計画及び活動評価等について意見を求め改善を図る。また、外部評価の結果については取りまとめ、ホームページ等で公表する。

4 調査研究活動・研究会の充実強化

普及指導員による調査研究活動の実施については、普及指導計画の目標達成や農業者等の多様なニーズに的確に対応するため、普及指導員の課題解決能力の向上に資するものとする。

実施に当たっては、試験研究機関をはじめとする関係者・関係機関との連携を積極的に図るほか、調査研究で得られた成果や活動方法について情報共有を図るため、情報交換を行う機会を設ける。また、その成果を有効に活用するものとする。

第5 農業研修教育の充実強化に関する事項

1 就農支援の取組の推進等

普及センター、農業大学校及び高等学校並びに市町村、農業協同組合等の関係機関が連携し、就農希望者や新規就農者に対し、就農に必要な情報の提供や研修の実施など、継続的な支援を実施する。

農家出身でない学生の増加や農業法人等へ雇用就農する学生等が増加していることを踏まえ、就農相談の充実や農業法人とのマッチング、普及センターとの連携強化等就農支援の取組を一体的に推進するとともに、就農後における地域への定着が促進されるよう、関係機関と連携し継続して支援するものとする。

2 農業大学校における教育

① 実践的な農業研修教育の充実

農業大学校は、宮城県の農業を担う経営感覚の優れた青年農業者等を養成する農業者研修教育施設として、試験研究機関・普及センター等と連携を密にし、農業士や先進的農業者等の協力を得ながら、就農前からの体系的な研修教育を行う。

② 農業者の経営発展段階に応じた研修機能の充実

就農希望者から新規就農者、さらに地域のリーダー的先進農業経営者に至るまでの農業者の経営発展段階やニーズに応じた研修・講座の開催等により、農業者の一貫した研修教育の場としての機能を強化する。

③ 魅力ある就学環境の整備

起業実践者や民間の専門講師陣による農業の実践的な学習を中心としたカリキュラムを編成し、充実した学校生活に向けた多彩で豊かな教育環境を整備する。

3 学校教育との連携と農業体験学習等への取組

県民の農業・農村に関する理解を醸成し、農業の担い手を将来的に確保する観点から、市町村、農業協同組合等の関係機関・団体が実施する学校教育の場などでの実践的な農業研修や農業体験学習等を支援する。

4 社会人等への研修機会の提供

農業者研修教育施設は、社会人を含む幅広い世代の就農を支援するため、技術や知識を体系的に習得できるよう研修の機会を提供する。また、必要に応じて、他の研修機関や関係機関等との連携及び役割分担の下、研修機会の提供等も行うものとする。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 地域の課題解決に向けた各種行政施策への対応

(1) 行政施策の推進

普及センターは、国・県・市町村が実施する各種行政施策が農業者に十分理解されるように、農業者の意向を把握した上で、組織として情報伝達・支援を行う。また、農業者や地域に対し、農業改良資金等の制度資金や各種補助事業導入についての情報提供等を行い、農業者の経営改善や地域活性化等が図られるように努める。

なお、必要に応じ、資金、事業を導入する上での現地の課題・問題点、現地の情勢を考慮して、必要とされる新たな事業や資金の枠組み等について、普及活動の現場から提案を行う。

このほか、林業改良普及事業及び水産改良普及事業との連携にも配慮し、現地指導に当たる。

(2) 行政施策の普及指導計画への位置付け

地域の課題を解決する上で必要な制度資金や各種補助事業は、普及指導計画に明確に位置付け、県関係機関、市町村、農業団体等との連携を図りながら、積極的に活用する。

近年の経済・農業情勢下では、資金や事業の導入は、計画作成段階から導入初期の段階までの支援の差異が、その後の経営体や地域の発展を左右することから、関係機関の役割分担を明確にして支援する。

2 農業改良普及推進協議会の設置

普及事業の円滑な推進を図るため、本庁段階に関係課長等で構成する「農業改良普及推進協議会」を設置し、普及事業の基本方針に関する事項等について意見調整を行い、適切な連携や役割分担の明確化等について検討する。

普及センター段階には、管内の市町村、農業委員会、農業協同組合等で構成する「普及事業等に関する地域連絡調整会議（地域農業改良普及推進協議会）」を設置し、普及指導計画の作成、実行、評価や具体的な役割分担等について検討するとともに、普及活動検討会等の外部評価体制を十分に活用し、円滑で成果の上がる普及活動を推進する。

なお、地方振興事務所等が持つ組織等の枠組みも活用できるものとする。